

## 第5章 具体的な展開施策

### 5-1 具体的施策の方向性

現状の課題を解決し、計画の目標を実現するためには、市民や地域が成果を実感し、さらなる協力体制を構築していくことが重要となります。

そのため、実効性の高い施策を優先的に実施し、成果を共有しながら、着実に推進することが不可欠であると考えます。

そこで、計画目標の実現に向けて、現況課題、計画の基本的な考え方、基本方針を踏まえると、以下の3項目が早急に取り組むべき施策と考えられ、それぞれについて具体的な方向性を以下の通りとします。

#### <取り組むべき施策項目>

- (1) 自転車走行空間の明確化
- (2) 総合的な駐輪対策の推進
- (3) ルールやマナーの効果的な周知と啓発

これらの施策については、計画目標を達成するために、それぞれが重要な役割を果たすとともに、各施策間が連携し、補完することで、目標が達成されると考えられます。

**目標：安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり**

#### 基本方針

- ◆人を優先した、思いやりのある自転車利用環境への改善
- ◆交通特性や地域特性、雪国の特性を考慮した自転車利用環境の構築
- ◆市民・事業者・行政が一体となったパートナーシップによる施策の推進
- ◆まちの魅力向上のための自転車利用

#### 施策の方向性

自転車走行空間  
の明確化

総合的な  
駐輪対策の推進

ルールやマナー  
の効果的な周知  
と啓発

図 5-1 目標および基本方針と施策の方向性の関係

## (1) 自転車走行空間の明確化

### ＜具体的な施策項目＞

- 既存道路空間における走行環境の整備
- 道路空間の再配分による走行環境の整備

自動車交通量が少なく、十分な車道幅員がある道路においては、走行ルールやマナーを守ることで安全に走行ができると考えます。しかしながら、自動車交通量が多く、車道の左側にゆとりのない道路では、原則通りの車道走行に危険を感じ、多くの自転車利用者が、歩道上を走行せざるを得ないなど、歩行者も含め、必ずしも安全な環境とはなっていません。

そのため、自転車走行環境の改善に向けては、課題が顕著な路線を中心として、道路ごとの特性と総合的なネットワークに配慮し、できる限り歩行者と自転車と自動車の走行空間を明確にすることにより、歩行者・自転車それぞれが安心・安全に利用できる道路空間を整備することが必要です。

しかしながら、道路拡幅や大幅な道路構造の変更を伴う場合は、限られた予算の中では成果を発現するまでに長い期間を要することになります。

そこで、まずは道路構造を大きく変えずに実施することが可能な道路からはじめるなど、道路ごとの特性に応じた効果的な整備手法を検討し、上記の施策を適切に選択しながら、走行空間の明確化に取り組みます。

## (2) 総合的な駐輪対策の推進

### ＜具体的な施策項目＞

- 既存ストックを活用した駐輪環境の整備
- 道路空間を活用した駐輪環境の整備
- まちづくりと連携した駐輪環境の整備
- 民間整備の制度検討
- 放置自転車の抑制

既存計画である「札幌市自転車等駐車対策マスタープラン」において、駐輪場は、鉄道との乗継需要は公共側が整備し、目的施設での需要については原因者である施設側での整備を基本としています。しかし、目的施設での需要の多い都心部においては、建物の新築や建て替えなどの開発を待っていたのでは、喫緊の課題に早急に対応することができないことから、公共も事業者と連携して整備を進めていきます。

また、地域によって異なる自転車の利用特性に配慮し、駐輪場の整備内容や料金政策についての検討やバス交通などの公共交通とのバランスを考慮するなど、需要の質や適正量に応じた駐輪場整備を進めるとともに、放置禁止区域の拡大等を行うことで、迷惑駐輪を減らす取り組みを進めていきます。

このように、駐輪対策については、上記のような施策を効果的に組み合わせながら、総合的に取り組みます。

### (3) ルールやマナーの効果的な周知と啓発

#### ＜具体的な施策項目＞

##### ○ 効果的な周知・啓発活動の推進

自転車走行空間や需要特性に応じた駐輪場が確保された場合でも、自転車利用者のルールの遵守や、マナーの配慮が十分でなければ、安全な自転車利用環境は実現されません。

道路では、歩行者や車いす、ベビーカー、自転車や原付、自動二輪車、乗用車、バス、貨物車など、様々な形態での利用があります。全ての人が、こういった様々な形態で道路を共有しているという認識を持ち、他の利用者に配慮しながら、道路を利用していくことが重要です。

自転車の通行方法、二人乗り・無灯火・携帯電話の禁止、迷惑駐輪の禁止などルールの遵守はもちろん、歩道での押し歩きなどのマナー、自転車の賠償責任保険への加入、歩道通行時の歩行者に対する配慮など、自転車利用者自身がルールの遵守、マナー向上の意識を持つことが必要です。

そのため、様々な広報・教育活動等を通じて、幅広く、効果的に周知と啓発を図り、安全な自転車利用環境の構築に取り組みます。

また、走行空間の明確化された路線を主体として、安全確保に向けた周知・啓発を実施します。